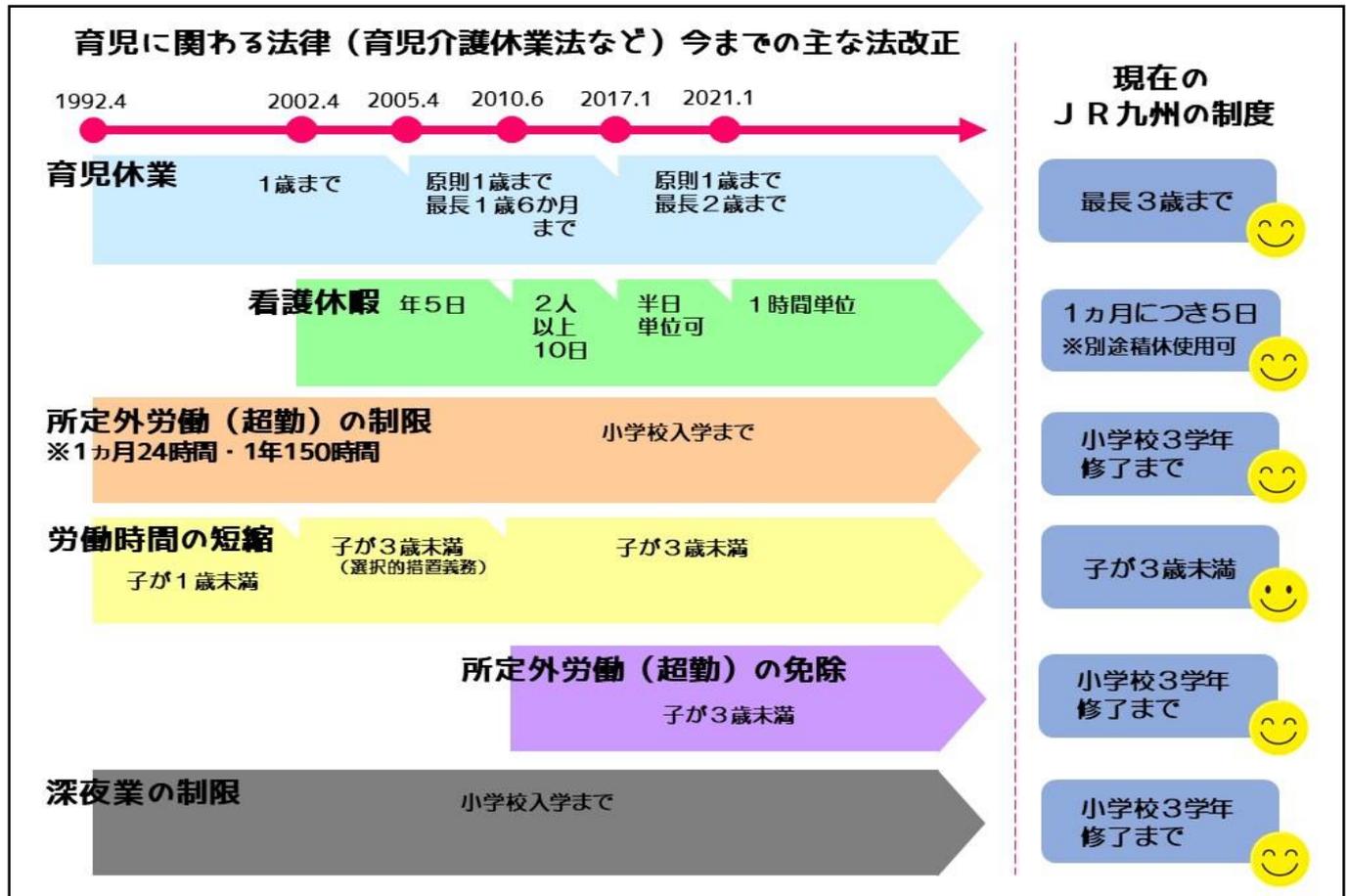




## ★育児支援に関する制度をチェックしよう★

育児や介護を行う労働者が、仕事と両立しながら働き続けられるよう支援する法律があります。育児にかかわるものを抜粋してみました。法律とJR九州の労働条件を比べてみよう！



### 今後予定されている法改正の内容

#### 2022年

##### ●育児休業等の個別周知義務等

本人または配偶者の**妊娠・出産の申出をした労働者**に対し、個別に**制度の周知や面談を行う**などの措置を講じることが義務化されます。

##### ●有期契約労働者の休業取得要件の緩和

有期契約労働者が**育児休業**を取得できる要件のうち「当該事業主に引き続き**雇用された期間が1年以上である者**」が**削除**されます。

##### ●育児休業の分割取得

これまで**育児休業**は原則として1回しか取得できませんでしたが、**分割して2回取得することが可能**となります。

##### ●出生時育児休業

**男性**の育児休業取得を促進するため、出生後8週間以内で合計28日を限度とする「**出生時育児休業**」が**新設**されます。

#### 2023年

##### ●育児休業の取得状況の公表義務

従業員1001人以上の企業に、**男性の育児休業取得率などの公表**が義務づけられます。

どんどん変更  
されてるね。



これは男性の産休って  
話題になってるね。

